

# 参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和6年11月14日

支出負担行為担当官

東京管区気象台長 藤川 典久

## 1 当該招請の主旨

本業務については、DCP アンテナ等の取付調整作業をするものであるが、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、4. の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、本システムの構造及び動作並びにソフトウェア等の詳細を熟知している法人等との契約手続に移行する。

なお、4. の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、一般競争入札方式による公告を行う予定である。

## 2 業務概要

(1) 業務名 東京管区気象台

震度観測施設移設に伴うDCPアンテナ等取付調整作業

(2) 業務内容 東京管区内の4か所の震度観測施設の移設に伴い、DCPアンテナ等の衛星通信に必要な機器一式を、移設先である各観測施設内へ運搬し、取付調整作業を行う。

(3) 履行期限 令和7年3月28日(金)

## 3 業務目的

震度観測施設の移設に伴う通信機器の取付調整作業を行うことにより、地震観測業務を円滑に行うことができるようとするものである。

## 4 応募要件

(1) 基本的要件

ア 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

イ 令和4・5・6年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」において「関東・甲信越地域」または「東海・北陸地域」の競争参加資格を有する者であること。

ウ 東京管区気象台から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

エ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国

土交通省公共事業等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(2) 技術力に関する要件

DCP アンテナ等の通信機器が、震源・震度の情報等の発表に必要な機器であることを理解した上で、当該機器の性能や取付調整を行う技術や、監視業務に支障を与えない技術を有し、当該業務において実績を有すること。

(3) 設備・システムに関する要件

DCP アンテナ等の通信機器の性能や構造を理解し、当該業務を実施するために必要な機器や設備を有すること。

(4) 中立性・公平性に関する要件

本業務に関連する企業や団体と資本・人事面等において関連がなく、中立性・公平性が確保できる者であること。

(5) 守秘性に関する要件

①当台から提供された資料は、監督職員の許可を受けた場合又は公開資料であることが明らかである場合を除き、本業務以外の目的で使用してはならない。また、貸与された資料は本業務終了後直ちに返却しなければならない。

②当台の許可を受けた場合を除き、本成果物を他に流用してはならない。

(6) 業務執行体制に関する要件

履行期限までに当該業務を完了する体制を有すると共に、作業後に発生した不具合ならびに障害などについて必要な連絡窓口および保守体制を持つこと。

(7) 業務実績に関する要件

当該業務を実施するにあたり、その性能及び精度維持のため、構成する機器の構造、取り扱い方法について熟知し、震度を観測する装置、伝送装置の製造及び取付調整ならびにソフトウェアの開発(改修含む)について実績を有すること。

(8) その他必要と認める要件

本装置に使用されている著作権のあるプログラムにおいて、これを改造ならびに改変する権利を有している、若しくは許可を得られること。

## 5 手続等

(1) 担当部局

〒204-8501

東京都清瀬市中清戸3-235

東京管区気象台総務部会計課第一契約係

電話042-497-7188

(2) 説明書の交付期間、場所

令和6年11月14日(木)から令和6年12月3日(火)まで (1)に同じ。

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

令和6年12月4日(水)17時00分 (1)に同じ。持参又は郵送(書留郵便に限る。)すること。

## 6 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口は、5(1)に同じ。
- (3) 一般競争方式による公告を行うこととなった場合、その旨後日通知する。
- (4) 令和4・5・6年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」において「関東・甲信越地域」または「東海・北陸地域」の競争参加資格を有していない場合も5(3)により参加意思確認書を提出することができるが、本件が一般競争入札方式による公告を行うこととなった場合で当該入札の競争参加資格確認を行う場合には当該資格を受けていなければならない。
- (5) 詳細は説明書による。